

不法投棄をしない!させない!許さない!

ごみを捨てると法律で処罰されます。

12月

| 日  | 月            | 火    | 水   | 木     | 金    | 土            |
|----|--------------|------|-----|-------|------|--------------|
|    | 1            | 2    | 3   | 4     | 5    | 6            |
|    | ⑥ペット         | ①②可燃 | ⑤プラ | ③アルミ缶 | ①②可燃 | ひろしま<br>環境の日 |
| 7  | 8            | 9    | 10  | 11    | 12   | 13           |
|    | ③スチール<br>他の缶 | ①②可燃 | ⑤プラ | ④ビン類  | ①②可燃 |              |
| 14 | 15           | 16   | 17  | 18    | 19   | 20           |
|    | ⑥不燃等         | ①②可燃 | ⑤プラ | 新聞    | ①②可燃 |              |
| 21 | 22           | 23   | 24  | 25    | 26   | 27           |
|    | 段ボール等        | ①②可燃 | ⑤プラ | 雑誌    | ①②可燃 |              |
| 28 | 29           | 30   | 31  |       |      |              |
|    | ①②可燃         |      |     |       |      |              |

2月

| 日  | 月            | 火    | 水   | 木     | 金    | 土            |
|----|--------------|------|-----|-------|------|--------------|
| 1  | 2            | 3    | 4   | 5     | 6    | 7            |
|    | ⑤ペット         | ①②可燃 | ⑤プラ | ③アルミ缶 | ①②可燃 | ひろしま<br>環境の日 |
| 8  | 9            | 10   | 11  | 12    | 13   | 14           |
|    | ③スチール<br>他の缶 | ①②可燃 | ⑤プラ | ④ビン類  | ①②可燃 |              |
| 15 | 16           | 17   | 18  | 19    | 20   | 21           |
|    | ⑥不燃等         | ①②可燃 | ⑤プラ | 新聞    | ①②可燃 |              |
| 22 | 23           | 24   | 25  | 26    | 27   | 28           |
|    | 段ボール等        | ①②可燃 | ⑤プラ | 雑誌    | ①②可燃 |              |

1月

| 日  | 月                    | 火    | 水   | 木     | 金    | 土            |
|----|----------------------|------|-----|-------|------|--------------|
|    |                      |      |     | 1元日   | 2    | 3            |
|    |                      |      |     |       |      | ひろしま<br>環境の日 |
| 4  | 5                    | 6    | 7   | 8     | 9    | 10           |
|    | ⑤ペット                 | ①②可燃 | ⑤プラ | ③アルミ缶 | ①②可燃 |              |
| 11 | 12                   | 13   | 14  | 15    | 16   | 17           |
|    | ③成人の日<br>スチール<br>他の缶 | ①②可燃 | ⑤プラ | ④ビン類  | ①②可燃 |              |
| 18 | 19                   | 20   | 21  | 22    | 23   | 24           |
|    | ⑥不燃等                 | ①②可燃 | ⑤プラ | 新聞    | ①②可燃 |              |
| 25 | 26                   | 27   | 28  | 29    | 30   | 31           |
|    | 段ボール等                | ①②可燃 | ⑤プラ | 雑誌    | ①②可燃 |              |

3月

| 日  | 月            | 火    | 水   | 木     | 金    | 土            |
|----|--------------|------|-----|-------|------|--------------|
| 1  | 2            | 3    | 4   | 5     | 6    | 7            |
|    | ⑤ペット         | ①②可燃 | ⑤プラ | ③アルミ缶 | ①②可燃 | ひろしま<br>環境の日 |
| 8  | 9            | 10   | 11  | 12    | 13   | 14           |
|    | ③スチール<br>他の缶 | ①②可燃 | ⑤プラ | ④ビン類  | ①②可燃 |              |
| 15 | 16           | 17   | 18  | 19    | 20   | 21           |
|    | ⑥不燃等         | ①②可燃 | ⑤プラ | 新聞    | ①②可燃 |              |
| 22 | 23           | 24   | 25  | 26    | 27   | 28           |
|    | 段ボール等        | ①②可燃 | ⑤プラ | 雑誌    | ①②可燃 |              |
| 29 | 30           | 31   |     |       |      |              |
|    |              | ①②可燃 |     |       |      |              |

ごみは正しく分別し、収集日の午前8時までにごみ集積庫へ出して下さい。

①②可燃

＝燃やしてよいゴミ

・生ゴミは、十分水切りをしてください。

・金属類は絶対に混入しないでください。



⑤プラ

＝容器包装のプラスチック・白色トレイ

・容器の中を洗って乾かしてください。

・汚れた落ちないものは①②可燃へ出して

ください。

・白色トレイは、それだけを入れて出してください。



⑤ペット

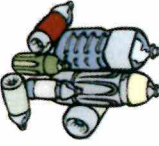
＝ペットボトル

・ペットのみです。その他は⑥プラへ出してください。

・蓋やラベルは⑥プラへ出してください。

・中を濯いで乾かして出してください。

・つぶしても良いですが、切らないでください。

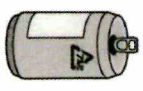


③アルミ缶

＝缶のみのみです。

・中に異物混入しないようにしてください。

・中を濯いで乾かして出してください。



③他の缶

＝スチール缶・その他の缶

・スチール缶は③缶のみです。

・その他の缶はスチール缶と別の袋に入れて出してください。

・中に異物混入しないようにしてください。

・中を濯いで乾かして出してください。

・ガス缶、スプレー缶は穴を開けてください。



④ビン類

＝無色びん・茶色ビン・その他のビン

・無色・茶色・その他の3種類に分別し、別の袋に入れて出してください。

・中に異物混入しないようにしてください。

・中を濯いで乾かして出してください。

・割れたビンは⑥不燃物で出してください。



⑥不燃等

＝不燃物・金属類・その他プラスチック・天ぷら油・古書類

・不燃物＝割れた陶磁器・ガラス・電球等は新聞等に入れて⑥袋で出してください。

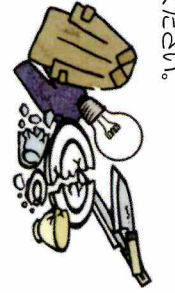
・金属類＝刃物等危険なものは新聞等に入れて⑥袋で出してください。

・容器包装以外のプラスチック＝袋に入る大きさに砕いて出してください。

・金属類・容器包装以外のプラスチックで袋に入らないものは粗大ごみへ

天ぷら油＝ペットボトルに入れしつかり蓋をして⑥袋で出してください。

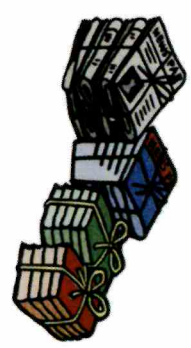
・古書類＝ひもで十字に縛って出してください。



新聞

雑誌

＝ひもで十字に縛って出してください。



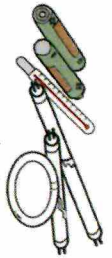
有害ごみ

＝有害ごみ(乾電池、蛍光灯、水銀式体温計等)

は、役場本庁、各支所に設置している「有

害ごみ集積庫」へ出してください。(クリーンセンターへの直接搬入も

可能です。)※割れた蛍光灯や白熱球は「⑥不燃等」で出してください。



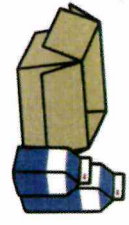
段ボール等

＝段ボール・牛乳パック

・ひもで十字に縛って出してください。

・牛乳パック＝開いて洗い乾かしてひもで

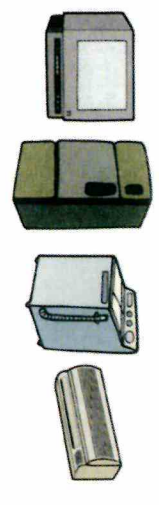
十字に縛って出してください。



(家電4品目「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・乾燥機」「エアコン」を除く)

家電4品目

「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・乾燥機」、「エアコン」は事前に健康衛生課(支所担当課)へ「回収申込」が必要です。



・家具類(机、カーペット、サイドボード、イス、たんす、本棚、応接セットなど)

・電気製品類(ストーブ、掃除機、ラジカセ、電子レンジ、トースター、炊飯器、ガスレンジ、こたつなど)

・寝具類(毛布、ふとん、座布団、ワットレスなど)

・金属(鉄)類(鉄くず、なべ、やかん、小型農機具(兼用でないもの)、自転車、三輪車など)

・プラスチック類(バケツ、おもちゃ、ポリ容器、大型プラ

スチック製品など)

・危険物(使い捨てライター)



クリーンセンターじんせき

(神石高原町階見1254-1)

受入日時：毎週月・水・金(9時～12時、13時～15時)

4月・11月の第4日曜日

年末年始(12月24日～1月9日)は搬入できません

※直接搬入が困難な場合は、戸別収集を行います。

収集要件がありますので、事前にお問い合わせください